

## 議事要旨(5) IFRS適用課題対応専門委員会における検討状況

冒頭、関口常勤委員より、第 1 回 IFRS 適用課題対応専門委員会における検討状況及び IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ却下通知(案)に対するコメント・レター案について、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 事務局のコメント・レター案では、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムとプリペイド・カードの両方の特性を持つ場合に解釈が曖昧となるとの懸念を指摘している。しかし、事務局の提案のようにアジェンダ却下通知の範囲からカスタマー・ロイヤルティ・プログラムの特性を含むものを除くと、両方の特性を持つ場合の解釈の曖昧さは解消されないのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- ご指摘のとおり、事務局のコメント・レター案では、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの特性を含む場合の解釈を明確化しないことを提案している。これは、そのような明確化を図るには広範な検討が必要となることが想定されるが、IFRS 解釈指針委員会の限られたリソースをその検討に使用することは、現時点では適切ではないと考えたからである。
- また、現時点で、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムという IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に関係する可能性があるガイダンスを検討することが、IFRS 第 15 号の適用に向けた準備プロセスに悪影響を与える懸念があることも考慮した。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 事務局のコメント・レター案では、アジェンダ却下通知の範囲からカスタマー・ロイヤルティ・プログラムの特性を含むものを除くことを提案している。しかし、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの特性には明確な定義がないことから、アジェンダ却下通知の範囲がかえって曖昧になる懸念がある。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IFRS 解釈指針委員会の原案ではカスタマー・ロイヤルティ・プログラムの一部として発行されたものを範囲から除いている。しかし、この記載では、プリペイド・カードとして発行されたものにカスタマー・ロイヤルティ・プログラムによってポイントが付加されるケースについては、アジェンダ却下通知の範囲に含まれてしまう。

事務局のコメント・レター案は、このようなケースについてアジェンダ却下通知の範囲から除くことを意図したものである。

- ▶ カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの特性という表現については、ご指摘を踏まえ、見直しを検討したい。

最後に、小野委員長より、本日の委員会における意見を踏まえてコメント文案の見直しを検討する旨の説明がなされ、文案の見直しを行うことを前提に、コメント・レターを IFRS 解釈指針委員会に提出することが了承された。

以 上